



協会けんぽ・介護保険料率の改定について

◆ 協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率が3月分（4月納付分）から改定されます。岩手県の健康保険料率は3年続けての引き下げとなりますが、一方、介護保険料は0.01ポイント引き上げです。なお、雇用保険料率、労災保険料率に変更はありません。

	現行	2021年3月～		現行	2021年3月～
岩手県保険料率	9.77%	9.74%	介護保険料率	1.79%	1.80%
改定幅	—	△ 0.03ポイント	改定幅	—	+ 0.01ポイント

障害者の法定雇用率引き上げについて

◆ 民間企業における障害者の法定雇用率が、令和3年3月1日より現行の2.2%から2.3%に引き上げとなります。これにより、従業員43.5人以上の事業主に対象が広がります（43.5人×2.3%=1人）。

対象となる事業主には、障害者雇用の他、次のような義務があります。

- ① 毎年6月1日時点の障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ② 「障害者雇用推進者」の選任に努めること

県内の死亡労働災害発生状況について

◆ 令和2年の1年間における、岩手県内での労災死亡事故発生状況が、岩手労働局より公表されました。死亡事故は15件。業種では建設業と林業が多くなっています。注目したいのは「経験期間」で、経験20年以上のベテランが8件と過半数を占めます。慣れによる油断が重大事故につながることを改めて認識する必要があるようです。

なお、休業4日以上での労災事故について、その類型別の件数も公表されていますが、こちらは25%強を「転倒災害」が占めています。今年は非常に雪が多く、気温の低い日も続いています。災害防止のため、事業場敷地内の除雪や転倒危険箇所周知徹底をお願いします。

同一労働同一賃金について

◆ 短時間労働者（パートタイマーなど、正社員より労働時間の短い人をいいます）・有期雇用労働者（期間を定めて雇用される人をいいます）と正社員との間の不合理な待遇差の解消を目的とするパートタイム・有期雇用労働法が、令和3年4月1日より中小企業にも適用されることとなります（大企業は令和2年4月1日より適用済）。これにより、事業主には次のような対応が求められることとなります。

- ① 同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止される。
- ② 事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合、説明をしなければならない。